

第6回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和2年12月21日(月)【午前9時30分開会】

1. 開催日時 令和2年12月21日(月) 午前9時30分から午前10時52分
2. 開催場所 壬生町役場 第2会議室
3. 出席委員 10人
会長 10番 梁島 源智
会長職務代理者 5番 篠原 正明
委員 1番 刀川 正己、2番 大橋 好一、3番 高橋 敏男 4番 大関 孝男
6番 高橋 宏治、7番 琴寄 成人、8番 清水 利通、9番 早乙女 誠
4. 参集推進委員 2人
9番 鈴木良一 10番 中川義人
5. 議事日程

開 会
議事録署名委員の指名
会議書記の指名
日程第1 会務報告について
日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について
日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件について
日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
日程第5 議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について
日程第6 報告第1号 非農地証明願の件について
日程第7 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
日程第8 報告第3号 農地法第4条の規定による届出の件について
日程第9 報告第4号 農地法第5条の規定による届出の件について
その他
閉会
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 大垣仁美、農地調整係長 宇賀神尚、局長補佐兼庶務係長 岡洋子
7. 会議の概要
令和2年12月21日(月)【午前9時30分開会】

- 局長 定刻になりましたので、第6回壬生町農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は10名で、欠席委員はおりません。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。
- 会長 コロナ感染者に関しましては、栃木県でも毎日2桁の人数が出ていて、早くワクチンができない限り収束しないという状況です。そのような中で、農水省の経営継続補助金の一次募集を行いまして80,889件の申請があり、審査に通った方が28,292件ということで交付対象が決まったと聞いています。
第2次募集が11月19日に締め切りをしまして、64,000件の応募があったようです。その中でJA関係が59,000件で、これから第3次補正予算を使って補助金の交付をしていくとのこと。また、高収益作物次期策交付金は春に申請をしましたが、中々決まらずに秋になって内容が決まりましたが、これから意欲ある農家の方に支障がないように交付金を出すようです。先日農協で話をしましたが、対象がイチゴ・トマト・にらということですが、農政課で確認をしたところ路地野菜も対象になるようなので、農協で確認をしていただきたいと思います。
それでは総会を始めたいと思います。よろしく願いいたします。
- 局長 ありがとうございます。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。
- 議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
- (異議なし)
- 議長 それでは、9番 早乙女誠 委員、1番 刀川正己 委員をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の岡局長補佐と宇賀神係長を指名いたします。
- 議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をいたさせます。
- 局長 会務報告を申し上げます。議案書1ページ2ページをご覧ください。
- ・11月20日(金) 農業振興地域整備促進協議会が、役場正庁で開催され、梁島源智会長・篠原正明職務代理・鈴木進吉推進委員(認定農業者協議会 会長)が出席いたしました。
 - ・11月27日(金) 県常設審議委員会が、とちぎアグリプラザで開催され、梁島源智会長と宇賀神 尚係長が出席いたしました。
 - ・12月10日(木) とちぎ女性農業委員の会第12回通常総会及び女性 農業

委員・女性農地利用最適化推進委員研修会が、護国会館で開催され、木野内佳代子推進委員と岡洋子局長補佐が出席いたしました。

- ・12月10日（木）農業次世代人材投資事業サポートチームによる訪問指導が対象者である_____氏のほ場で行われ、星川旭推進委員が出席いたしました。
- ・12月14日（月）農業次世代人材投資事業サポートチームによる訪問指導が対象者である_____氏のほ場で行われ、小島高雄推進委員が出席いたしました。
- ・12月15日（火）農地法第4条及び第5条許可申請に伴う現地調査委員会が第3会議室及び現地において開催され、梁島源智会長・高橋敏男農業委員・大関孝男農業委員・鈴木良一推進委員・中川義人推進委員、事務局から宇賀神 尚係長と私が出席いたしました。
- ・同じく12月15日（火）に農業次世代人材投資事業サポートチーム訪問指導が_____氏ほ場で行われ、清水正美推進委員が出席いたしました。
- ・12月16日（水）同じく農業次世代人材投資事業サポートチームによる訪問指導が_____氏ほ場及び_____氏ほ場で行われ、_____氏については癸生川悦亮推進委員が出席、_____氏については小島高雄推進委員が出席して行われました。

○議長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

（発言なし）

○5番 篠原正明 委員

サポートチーム訪問指導の内容は。

●局長 農政課の農業次世代人材投資資金事業の一環で、農協・農業振興事務所・地区担当推進委員・農政課職員が対象者のほ場で耕作状態等を確認しています。この事業は、推進委員さんにサポートチームの委員になっていただくことになっています。

○8番 清水利通 委員

生産者が何を栽培しているのかと、生産組織があれば組織の代表が出ています。私はナス部会長として出ています。_____さんは5年ぐらいになるかなと思います。年2回ぐらいあります。

○議長 何か報告があればいいのかと思います。農政課で報告してくれるとか一覧を出してくれるとか。

8番 清水利通 委員

5か年かけて新規就農者の経営指導をしているということだと思います。5年後

の経営計画に沿って順調に進んでいるかの状況を見て、中間で技術的な面や経営的な面をアドバイスしていくものです。

○議長 特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいただきます。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

議案書3ページの議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件についてご説明いたします。12/4（金）締切りの時点で、6件の申請がございました。議案に従いまして第1項から順にご説明いたします。

第1項

譲渡人 _____ 自作地23a 借受地26a
譲受人 _____ 自作地23a 借受地26a

(土地の表示)

壬生町大字七ツ石 _____ 番	田	165㎡
壬生町大字七ツ石 _____ 番	田	2229.04㎡
	合計	2394.04㎡

贈与による所有権移転稼動 3人

第2項

譲渡人 _____ 自作地43a
譲受人 _____ 自作地215a 貸付地38a

(土地の表示)

壬生町大字上稲葉 _____ 番	田	1153㎡
------------------	---	-------

交換による所有権移転 稼動 1人

第3項

譲渡人 _____ 自作地215a 貸付地38a
譲受人 _____ 自作地43a

(土地の表示)

壬生町大字上稲葉 _____ 番	田	333㎡
壬生町大字上稲葉 _____ 番	田	403㎡
	合計	736㎡

交換による所有権移転 稼働 3人

第4項

譲渡人 _____ 自作地 173 a
譲受人 _____ 自作地 382 a 借受地 230 a

(土地の表示)

壬生町大字羽生田 _____ 番 畑 499 m²
売買による所有権移転 稼働 2人

第5項

譲渡人 _____ 自作地 33 a
譲受人 _____ 自作地 182 a 借受地 19 a 貸付地 15 a

(土地の表示)

壬生町大字壬生乙 _____	田	112 m ²
壬生町大字壬生乙 _____	田	692 m ²
壬生町大字壬生乙 _____	田	1073 m ²
壬生町大字壬生乙 _____	田	145 m ²
壬生町大字壬生乙 _____	田	31 m ²
壬生町大字壬生乙 _____	田	637 m ²
壬生町大字壬生乙 _____	田	6.42 m ²
	合 計	2696.42 m ²

売買による所有権移転 (_____ 円) 稼働 3人

第6項

貸 人 _____
自作地 234 a 借受地 181 a
借 人 _____ 自作地 2 a

(土地の表示)

壬生町大字壬生丁 _____	畑	1848 m ²
壬生町大字壬生丁 _____	畑	2976 m ²
	合 計	4824 m ²

使用貸借権の設定 10年間 稼働 2人

以上、第1項から第6項につきまして、農地法第3条第2項第1項の全部効率利用要件、同第4号の農業常時従事要件、同第5号の下限面積要件について、申請書・添付書類・農地台帳等により確認しましたが、いずれも要件を満たしておりました。

以上でございます。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 7番 琴寄成人 委員

●7番 琴寄成人 委員（1項の現地調査の結果並びに補足説明）

第1項の案件について、去る12月13日に、譲受人_____氏立会いのもと、清水利通委員、青木幸一農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしております。」と発表します。

○議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第2項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 7番 琴寄成人 委員

第2項の案件について、同じく12月13日に譲渡人_____氏（_____氏長男）、立会いのもと、早乙女誠委員、賀長紀好農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしております。

○議長 ありがとうございます。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

- 議長 次に、第3項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

- 議長 7番 琴寄成人 委員

●7番 琴寄成人 委員 (3項の現地調査の結果並びに補足説明)

2項案件の土地と交換分合です。譲受人_____氏立会いのもと、早乙女誠委員 賀長紀好農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

- 議長 ありがとうございます。それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

- 8番 清水利通 委員

交換分合ということですが、面積に開きがあるのは何かあるのですか？

- 7番 琴寄成人 委員

公函を見ていただくとわかりますが、今回交換をしたい____氏の農地が____氏の自宅の目の前になっています。____氏は____で料理店をやっているのです、食材として使うためにも自宅の近くの農地で自作で野菜を作りたいということです。

- 6番 高橋宏治 委員

土地の交換の登記条件として、土地の価値(評価額)がほぼ同一ということが条件になってきます。登記がとおらないこともあり得ますが、3条の案件としては問題ないかと思えます。

- 7番 琴寄成人 委員

面積としては1.3倍ぐらいになってしまうかと思えます。交換することにより、

_____氏の農地も一角にまとまり、_____氏についても自宅の目の前で耕作ができるということで条件には問題ないと思います。

○事務局 宇賀神農地調整係長

登記に関しては事務局での判断ができないところですが、農業委員会としてこの案件の3条の交換について農業会議に聞いてみたところ、本人たちの合意ができており、面積についても常識から外れるようだと問題ですが、736㎡と1,153㎡であれば許可することに差し支えないのではないかという回答をいただきました。

○議長 それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第4項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 5番 篠原正明 委員

●5番 篠原正明 委員 (4項の現地調査の結果並びに補足説明)

4項の案件について、去る12月4日に、譲受人_____氏立会いのもと、大橋好一委員、木野内佳代子農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第4項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第5項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 8番 清水利通 委員

●8番 清水利通 委員（5項の現地調査の結果並びに補足説明）

5項の案件について、去る12月12日に、譲受人_____氏立会いのもと、刀川正己委員、癸生川悦亮農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第5項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第5項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第6項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 2番 大橋好一 委員

●2番 大橋好一 委員（6項の現地調査の結果並びに補足説明）

6項の案件について、去る12月12日に、借人の_____氏立会いのもと、高橋敏男委員、戸崎浅一農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございました。それでは、第6項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○6番 高橋宏治 委員

貸人が会社で、借人が個人というのは珍しいかと思いますが、どのような事情ですか。

○事務局 宇賀神農地調整係長

借人の_____氏は耕作している農地が全部家族が経営している_____名義になっています。今回農地を取得する予定があり、面積要件を満たすため、_____から借入れることとなりました。

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第6項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは、議案書5ページの議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件についてご説明いたします。12/4(金)締切りの時点で、2件の申請がございました。議案に従いましてご説明いたします。

第1項

申請人 _____

(土地の表示)

壬生町大字羽生田_____番 畑 1968㎡
盛土による農地改良を目的とした1年間の一時転用

第2項

申請人 _____

(土地の表示)

壬生町大字助谷_____番 田 1238㎡
壬生町大字助谷_____番 田 1160㎡
壬生町大字助谷_____番 田 1313㎡

合 計 3711㎡

盛土による農地改良を目的とした1年間の一時転用

- 議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る12月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の下 3番 高橋敏男 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●3番 高橋敏男 委員 (1項案件について報告)

議案第2号 農地法 第4条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、12月15日(火)に私と、梁島 源智 会長、大関 孝男 委員、鈴木 良一 推進委員、中川 義人 推進委員、大垣 仁美 事務局長、宇賀神 尚 係長の7名で調査いたしました。

農地法第4条の規定による許可申請第1項案件についてご報告します。

申請地は_____の北に約150メートルに位置する農地で、立地基準は、第2種農地に該当します。

事業計画書によりますと、申請地は西側に隣接する道路より約2メートル低くなっており、耕作および農業機械の出入りが困難な状況となっています。農作業の効率性及び安全性を確保するため申請に至ったとのこと。なお、事業資金約__万円については、工事請負事業者が負担するというので、残高証明書が添付されています。

以上のことから、第2種農地であり、農地改良のための一時転用で、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

- 議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

- 議長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●3番 高橋敏男 委員（2項案件について報告）

次に 第2項案件についてご報告します。

申請地は県道_____線 _____から北に約_____メートルに位置する農地で、立地基準は農振農用地に該当します。

事業計画書によりますと、申請地は隣接する道路より約1.5メートル低くなっており、農地として利用しづらく、危険性がある状況となっています。農作業の効率性及び安全性を確保するため申請に至ったとのこと。なお、事業資金約_____万円については、融資で賄うため融資確認書及び貸主の残高証明書が添付されています。

以上のことから、農振農用地であります。農地改良のための一時転用であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○2番 大橋好一 委員

この場所は園芸用土を採取しているかと思いますが、関連は。

○事務局 宇賀神農地調整係長

7月に園芸用土採取の申請が出た農地です。ためし掘りをしたようなのですが、赤土が出なかったようで、事業は続けられないとのことだったん完了届が出ました。この土地はもともと道路より少し下がっており土採取の埋め戻しにより少しかさ上げする予定でした。しかし、土採取が行われなかったことになり、農地としての使いやすさや道路から下がっていると心配であるとのことから、所有者よりかさ上げをしてほしいとの要望があり申請に至ったとのこと。

○2番 大橋好一 委員

表土を取って、中に土を入れてから表土を戻すということですか。

○事務局 宇賀神農地調整係長

そうです。

○8番 清水利通 委員

かなりかさ上げするということですが、心配なのは、どういった土が入ってくるのか。その辺のところはどうなっているのか。

○事務局 宇賀神農地調整係長

入れる土に関しては、公共工事等で発生した残土を入れるとのこと。農地の改良に関しては、農作物の生育に適した土を入れるのが本来の農地改良です。その

場合は、許可ではなくて届け出をすればいいとなっています。

栃木県や他県のとり扱いを見ても、有害物質や産業廃棄物を入れることは禁じられていますが、安全性で問題のない公共発生残土を入れる場合には農業委員会の許可を得て事業を実施するという形になっていましたので、今回、公共工事の残土を入れるのですが、案件として取り扱わせていただきました。

○8番 清水利通 委員

その辺の確認は。

○事務局 宇賀神農地調整係長

県の土砂条例に基づいた許可申請を受けていただかないと埋めることはできないので、土の安全性等はそちらの方で確認してもらいます。

○議長 町の生活環境課は関係しないのか。

○事務局 宇賀神農地調整係長

3,000㎡以下ですと、町の小規模特定事業になるのですが、3,000㎡を超えると県の管轄になります。

○議長 それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。

本案件については、12月25日開催の栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第4の議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは、議案書6ページの議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件についてご説明いたします。12/4(金)締切りの時点で、1件の申請がございました。議案に従いましてご説明いたします。

第1項

賃貸人 _____

賃借人 _____

(土地の表示：_____)

壬生町大字壬生乙_____ 田 500㎡

他11筆 7806.14㎡

砂利採取及び搬出入路のための1年間の賃借権の設定

- 議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件についても去る12月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の 3番 高橋敏男 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

● 3番 高橋敏男 委員 (1項案件について報告)

議案第3号 農地法 第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、農地法第4条の現地調査と同じく、12月15日(火)に同じメンバーで調査いたしました。

農地法 第5条の規定による許可申請 第1項案件についてご報告します。

申請地は_____から北西に約_____メートルに位置する農地で、立地基準としては、農地の集团的広がり10ヘクタールを超えるため第1種農地に該当します。事業計画書によりますと、申請地は豊富な埋蔵量を誇る_____流域にあり、良質な陸砂利が産出していることから選定したとのことであります。採取計画では、最大10メートルの掘削を予定しております。区域内にある公共物については、法定外公共物使用許可申請がなされております。また、事業資金約_____万円については、自己資金で対応するため残高証明書が添付されております。栃木県知事あてに砂利採取計画の認可申請書が提出されており、栃木県陸砂利採取業協同組合による農地への復元措置に関する保証書も添付されております。

以上のことから、第1種農地ではありますが、砂利採取のための一時転用であり、農地法施行令第11条第1項第1号の例外規定に該当しますので、現地調査においては、保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることを厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

- 議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案3号第1項は原案のとおり決定いたしました。
本案件については、12月25日開催の栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

- 議長 次に、日程第5の議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をいたさせます。

なお、本案件には、利用権設定各筆明細（新規・使用貸借権）に_____委員が設定人となる事案が含まれており、農業委員会法第31条の規定により議事参与が制限されますので、当該事案の議事にあたり退席することとなります。それでは改めまして、事務局より説明をいたさせます。

●事務局 記載のとおり説明〔宇賀神農地調整係長〕

議案書7ページからの議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について利用権設定各筆明細に従いましてご説明いたします。

最初に利用権の新規、賃借権分について、議案書8～11ページのとおり、12件・57筆・面積合計が85,450㎡となっております。

次に利用権の新規、使用貸借権分について、議案書12ページのとおり、3件・4筆・面積合計が3,575㎡となっております。

次に利用権の再設定、賃借権分について、議案書13～17ページのとおり、14件・65筆・面積合計が82,516.42㎡となっております。

利用権の再設定、使用貸借権分についてご説明いたします。議案書18ページのとおり、2件・16筆・面積合計が16,187㎡となっております。

以上、各案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

- 議長 ありがとうございました。ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件の内、_____委員が設定人となる事案を除き、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

○2番 大橋好一 委員

2ページの_____氏については、以前に3条での案件で、営農計画がよくできていないということで保留になった経緯があるかと思えます。今回の利用権設定でどのように聞いているのか教えてもらいたいのですが。

この方は営業活動で全国に出かけているということで、こちらで営農はできないのではないかとということで保留になったかと思います。現在はこちらに住んでいるということも聞いたりしますが、確認はできているのでしょうか。結局、農地を買うために下限面積をみたすことが目的のように見受けられてしまうのですが、実態はどうなのか。

○事務局 宇賀神農地調整係長

相対で農地を借りて、____を作っていたという話は聞いています。

○事務局長

お住まいは____で、会社が____と聞いています。以前に____の資材置き場での転用があった会社です。

○2番 大橋好一 委員

利用権設定なので、営農計画までは必要ないのかもしれませんが、その辺が確認できていればいいかと思います。

○7番 琴寄成人 委員

売買ということになればある程度の確認は必要かと思いますが、利用権設定であればあまり細かくやりすぎない方がいいのかと思うのですが。

○2番 大橋好一 委員

過去に売買で保留になった案件があるので言いました。特にそのようなことがなければいいのですが。借りたところが耕作放棄地になるようなことがあっても困るので。

○清水利通 委員

過去にそのような前例があるのであれば、慎重に対応していくことは必要じゃないかと思います。

○議長 それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件」の内____委員が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件」の内、____委員が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定いたしました。

○議長 ここで、____委員に退席をお願いします。

(_____ 委員 退席)

- 議長 先程、事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件の内、 _____ 委員が設定人となる事案について質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件」の内、 _____ 委員が設定人となる事案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件」の内、 _____ 委員が設定人となる事案について、原案のとおり決定いたしました。 _____ 委員は、席にお戻りください。

(_____ 委員 着席)

-
- 議長 次に、日程第6 報告第1号「非農地証明願いの件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願いの件について」は、議案書の19ページの3件がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。

- 議長 ただいまの事務局長の報告に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●2番 大橋好一 委員 (1項案件について報告)

1項2項を合わせて報告いたします。

11月24日に、戸崎浅一推進委員と宇賀神係長、農政課の人見課長、東川係長と現地調査をしてみました。

昭和48年に農地転用許可を受け_____を営んでいたが、昭和52年に建築した_____の転用許可申請がもれていたとのことと、2項については土壌悪化とありますが、_____していたとのことと、草木も生えてしまっています。

○議長 ありがとうございます。ただいまの第1項及び第2項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第1項及び第2項を終わります。

○議長 次に、第3項案件に関して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●9番 早乙女 誠 委員 (3項案件について結果報告)

11月 日に、癸生川悦亮推進委員と現地調査をしました。20年前より_____の駐車場として使われており、現在は_____の駐車場として使われている土地です。

○議長 ありがとうございます。ただいまの第3項について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○6番 高橋宏治 委員

駐車場の20年間証明というのは何をもつての証明になりますか。

○9番 早乙女 誠 農業委員

20年前の航空写真を確認しています。

○事務局 宇賀神農地調整係長

その他に地元自治会長からの20年前から駐車場であった証明をもらっています。

○6番 高橋宏治 委員

わかりました。

○議長 以上で報告第1号第3項を終わります。

○議長 次に日程第7の報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件に

ついて」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の20ページ21ページの8件がございました。

内容については、記載されているとおり、いずれも相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に日程第8の報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」は、議案書の22ページの1件がございました。

これについては、市街化区域内農地における自己用の転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号を終わります。

○議長 次に、日程第9の報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の23ページの1件がございました。

これについては、市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用届出であり、内容に

については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第4号を終わります。

○議長 次に、その他の件を議題といたします。
事務局から「その他」について説明をお願いします。

●事務局 岡局長補佐 説明

その他

- ・令和2年農作業料金、農業作業労賃に関する調査票について⇒
原案どおり農業会議に提出

事務連絡

- ・全国農業新聞について（令和2年度普及促進の結果）
新聞購読部数 160部
購読部数合計 218部（目標202部）
- ・農地の斡旋について
委員さんたちのご尽力により、売買、賃貸が成立しました。

大橋委員斡旋 対象地：福和田	畑	528㎡
〃	畑	1,120㎡
福和田	畑	32㎡
〃	畑	383㎡
〃	畑	198㎡

- ・農業委員会活動記録簿の提出について⇒1月7日までに提出
- ・人、農地プランに関する事前説明会について⇒
12月21日 午前11時 正庁
- ・農業委員、農地利用最適化推進委員研修会について⇒
1月14日 午前10時 壬生中央公民館駐車場 8時50分集合
研修場所：宇都宮市文化会館大ホール
- ・令和3年度農業用免税軽油申請受付、免税証交付⇒

2月24日、25日、26日

J Aしもつけ壬生地区営農経済センター 青果物一元集荷所 2階

9時30分～11時30分 1時～3時30分

【共同受委託分】

2月8日 下都賀庁舎 第2福利厚生棟

9時30分～11時30分 1時～3時30分

- ・農業委員、推進委員手帳について
- ・全国農業新聞カレンダーについて

○議長 ただいま説明のありました件について、何かご意見があれば事務局までご連絡ねがいます。

○議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言はありますか。

(発言なし)

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第6回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。

【午前10時52分閉会】

議事録署名委員

議 長 _____

9 番 _____

1 番 _____